

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2014 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2014 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2014 年 9 月～2014 年 11 月分)

#### **反独占局、広告法違反で法律事務所を提訴**

ある法律事務所は、「当法律事務所だけが交通事故、消費者の権利保護、保険、建設、旅行の分野での法務サービスを提供している」という、自らのサービスを独占的なものだとする内容の広告看板を通りに出した。9 月 18 日、反独占局は、この広告の内容では、他の法律事務所が同様のサービスを提供していないことになる。もしそうであれば客観的なデータで証明する必要があるとの理由で、(客観的なデータが示されていない以上、)この広告は違法であると判断、当該法律事務所に対して行政訴訟を提起した。当該法律事務所は、活動を開始した 2011 年 4 月以降、計 3,500 件以上(1 週間に 60 件以上)の裁判に勝訴していると反論したが、反独占局は前述の広告内容の客観的根拠には当たらないと判断した。

#### **民法第 4 部改正後のノウハウの概念**

10 月 1 日に発効した民法第 4 部の改正法により、ノウハウの所有者は、機密性を保持するため、企業秘密管理だけでなく、その他任意の合理的な措置(例:技術的又は組織的)も講じることができる。実質的に、ノウハウ所有者がデータの機密性を保持するより多くの手段を獲得したことを意味する。他方、ノウハウの概念は法的には狭められた(民法第 1465 条)(2014 年 3 月 12 日付連邦法第 35-FZ 号「ロシア連邦民法第 1 部、第 2 部、第 4 部および

個別の連邦法の改正について」)。ノウハウとなるのは、科学・技術分野のみにおける知的活動の結果得られた情報と、専門的な活動の手段に関する情報のみと規定された。当該情報は、第三者が法的に自由にアクセス出来ない情報で第三者が知り得ない実際に又は潜在的に商業的価値がある情報であると同時に、ノウハウの所有者がその機密性を保持するための措置を講じていることが条件となる。

#### **金融サービスの広告法違反に対する罰則強化の法案**

10 月 24 日、金融サービス分野での広告法違反に対する行政責任の強化を規定する法案が下院に提出された。同法案によると、法人には 30 万～100 万ルーブル(約 4,500ドル～1 万 5,000ドル)の罰金が、個人事業主には 2 万～5 万ルーブル(約 300～750ドル)の罰金が科されることになる(連邦法案第 633520-6 号「ロシア連邦行政違反法第 14.3 条の改正について」)。

#### **訴訟前の当事者間での紛争解決に向けた調整を義務付ける法案**

10 月 29 日に下院に提出された商事裁判手続法の改正に関する法案によると、裁判所への訴訟提起は、当事者間での紛争解決に向けた調整を実施したという条件の下で可能となる(連邦法案第 638178-6 号)。同

法案によると当事者間での紛争解決に向けた調整は、以下を除く全てのケースで義務付けられる。

- 法的事実の確認
- 妥当な時間内での司法手続上の権利侵害に対する補償
- 支払不能（倒産）
- 企業間紛争
- 集団の権利保護や司法上の利害に関する紛争

同法案によると、請求内容を記載した訴状（クレームレター）を当事者に送達してから 30 日経過後に裁判所に訴訟を提起することができる。その際、当事者間での事前の紛争解決に向けた調整が実施されていない場合、裁判官は審理を行わず、訴えを棄却することがある。

#### **連邦反独占局、広告の音量規制を開始**

連邦法「広告について」第 14 条および第 15 条の改正により、広告が流されるラジオや TV 番組の音量に比して極端に音量が大きい広告を反独占局が摘発することが可能になる（2014 年 11 月 4 日付連邦法第 338-FZ 号「連邦法『広告について』第 14 条および 15 条の改正について」）。なお、本改正法は公表日から 200 日経過後に発効する。

#### **インターネット上での著作権保護に関する裁判外の救済措置**

11 月 24 日、連邦法「情報および情報技術

について、情報保護について」に、インターネット上での著作権保護に関する裁判外の救済措置を追加する旨規定された法案が大統領の署名を経て成立した（2014 年 11 月 24 日付連邦法第 364-FZ 号「連邦法「情報および情報技術について、情報保護について」および民事訴訟手続法の改正について」）。2015 年 5 月 1 日に発効する。同法は、著作権者がウェブサイト所有者に対し、著作権侵害のクレームをする権利を規定すると共に、クレームをする際に明示しなくてはならない必須情報を列挙している。ウェブサイト所有者は当該クレーム受領から 24 時間以内に違法なデータを削除するか、当該情報掲載の法的根拠を権利者に通知する義務がある。

さらに、同法ではウェブサイトを恒久的に閉鎖する可能性についても規定されている。

#### **統一の民事訴訟手続法を制定する動き**

12 月 8 日、統一の民事訴訟手続法の概念が策定された。今後、同法が民事・商事・行政訴訟手続きにおける統一規則となる予定。同法の起草者たちは、統一の民事訴訟手続法を制定する考え方について、最高商事裁判所が最高裁判所に統合された状況で理にかなったことであると説明している。同法制定の主な目的は、分かりやすく公正な裁判の保障、判決文執行の保障、裁判の効率性向上にある。

本概念に基づく形で、統一の民事訴訟手続法制定が進められる。

## **2. 今回の話題:「グローバルライセンス」導入の提案(インターネット上の著作権保護)**

2014 年 10 月、ロシア権利者同盟（会長：ニキータ・ミハルコフ）がネットワークオペレーター向けの「グローバルライセンス」導入を提案、経済発展省や多数の民間企業はこの提案を批判している。

ロシア権利者同盟の提案（「グローバルライセンス」）は、ネットワークオペレーターに

対して著作権集中管理団体へライセンス料を支払うことを義務付け、ライセンス料がすでに支払われているという条件の下で、ユーザーはあらゆる音楽や書籍などのインターネット上のコンテンツにアクセスできるというもの。徴収された当該ライセンス料は、著作権者と実演家との間で分配されることになる。

また、同提案によると、デジタルコンテンツの登録簿を作成することになっており、著者は著作権集中管理団体に自身の著作物のデータを提出する必要がある。

しかし、経済発展省はこの「グローバルライセンス」は、ユーザーや権利者の憲法上の権利を侵害する事実上隠れた税金であると結論づけた。ネットワークオペレーターは、特定の組織に料金（ライセンス料）を支払うことになる。

同提案に反対の立場を示す者は、第一に、インターネット上での知的財産権保護の法的メカニズムがすでに導入されており、異なる制度をたくさん創設する必要はないと主張している。制度が多いと法的な混乱を招くことにもつながる。

もう一つの理由は、料金（ライセンス料）がトラフィック分析に基づいて支払われるということ。単なるトラフィック分析は、私生活の秘密を守る権利を侵害するため、違法とされている。

中には、自社のユーザーの半分以上は著作権対象物を 1 つもダウンロードしないというネットワークオペレーターもいる。その上、ネットワークオペレーターはどのようなコンテンツがどのような分量でダウンロードされたかを、特に暗号化されたトラフィックのコンテンツについては、コントロールすることができない。

さらに、事実上隠れた税金である「グローバルライセンス」では、インターネット上での著作権対象物へのアクセシビリティを確保することができない。今回の提案は、他国の経験を基にしているのではなく、相関性もない。同じ著作権対象物につき二重払いをすることにもなる。例えば、ユーザーが海外のオンラインミュージックショップで音楽コンテンツを購入する際、「グローバルライセンス」とショップの両方へ支払うことになる。

最後に、「グローバルライセンス」の概念がロシアの WTO 加盟に伴う履行義務に違反している。ロシアは、不透明で経済的に非効率であるため、契約のない著作権の管理をしないことを公約している。

結論として、大半の国家機関やビジネス団体は「グローバルライセンス」のような制度を構築することが将来的にデジタルコンテンツ発展の大きな障害となるという意見で一致している。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所、ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社  
([www.tm-defence.com](http://www.tm-defence.com)) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。